

1. 中労委における一括和解を踏まえ、組合間での差別的な取り扱いを行わないこと。

2. 現場長・助役等の職責を使って組合勧誘行為はしないこと。

3. 新規採用者に対する支社・地区、現場研修等において、他労組の組合活動に便宜を図ることのないよう指導すること。

○五年までは白河研修センターなどで東労組への一括加入が図られた。

・六年は和解の協議中で、東労組の研修センターでの動きに対し本社からストップがかかった。しかし、支社の各地区研修があり、その歓迎会を活用するように一括加入が図られている。

4. 各現場長に対し、現場において他労組の組合活動に有利な環境を提供しないよう指導すること。

○七年については、国労の指摘により現場配属まではどこへも加入してないが、チャレンジャーが介在し、東労組への加入が図られた。

○八年については、配属日に現場長との夕食会を設定し、国労との接触を排除し、寮で待機している東労組役員等により一括加入の取り組みが行われた。

動をした際、仙台駅助役等が「やめてくれ」といったことがあった。時間外であり介入することのないようにすること。

・一〇年については、郡山総合車両センターでは新入社員を事業用自動車により寮まで送り届けた。同じように仙台駅では、時間内に新入社員寮まで案内し勤務開放を行った。

5. 東労組所属の助役等に、新規採用者への組合関係に関する説明などを行わせないよう指導すること。（職権での勧誘とみなされる恐れがあることは厳に慎むこと）

・〇九年については、仙台保線技術センターのチャレンジャーと仙台建築技術センターの他労組分会書記長が、会社の役職名を使って組合事務所に案内している。

・一〇年については、郡山電力技術センター助役含め勤務終了後食事会を行っている。

6. 新規採用者に対するチャレンジャーについて、一部労組に偏ることのないよう公平に指定すること。

7. 各現場において、新規採用者に対し各組合を紹介する時間を作ること。

8. 新規採用者の入社、研修、配属等のスケジュールについて明らかにすること。